

議事資料

初年度改正定款及び規則

有限責任中間法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、有限責任中間法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(英語名: Content Evaluation and Monitoring Association、略称: E M A)と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的及び事業)

第3条 本法人は、青少年を違法・有害情報から保護し、健全なモバイルコンテンツの発展を促進することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) モバイルコンテンツの健全化事業
- (2) 青少年の発達段階に応じた主体性を確保した上での受信者の保護育成事業
- (3) 受信者の利便性の向上に関する事業
- (4) 前各号に付帯する一切の事業

2 本法人は、その事業により得られた剰余金を会員に分配することを目的としない。

(委員会)

第4条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の委員会を置く。

(1) 基準策定委員会

- ア モバイルコンテンツサイトの質を向上させるために、個別分野ごとの基準案を検討
- イ 検討された基準案の承認
- ウ 基準策定に当たって第8章に定める諮問会議に諮問
- エ その他、基準策定の目的を達成するために必要な事項

(2) 審査・運用監視委員会

- ア 申請されたモバイルコンテンツサイトの審査
- イ 審査後、基準に合ったサイト運営を行っているかについて監視
- ウ 監視に基づく勧告又は見解の通知
- エ 改善計画提出の要請
- オ 消費者・事業者等からの苦情の受付
- カ その他、審査・運用監視の目的を達成するために必要な事項

(基金の総額)

第5条 本法人の基金の総額は、金 20,000,000 円とする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 本法人の基金は、本法人が解散するときまでは返還しない。

- 2 基金の返還に係る債権には利息を付さない。
- 3 基金の拠出者は、基金の返還に係る債権を理事会の承認なしに他に譲渡し又は担保に供してはならない。

(基金の返還手続)

第7条 基金の返還は、定時会員総会においてその総額について決議し、その後の具体的な事項については、理事会が決定する。

(公告の方法)

第8条 本法人の公告は、官報に掲載する。

第2章 社員及び会員

(会員の種類)

第9条 本法人は、正会員をもって中間法人法上の社員とする。正会員は本法人の目的に賛同する個人又は団体であって、入会を承認された者とし、理事会の決議によって賛助会員を設けることができる。各会員の有する権利義務の詳細は、本定款のほか、別に理事会で定める会員規則による。

- 2 正会員は、会員総会の決議において各1個の議決権を有する。

(入会)

第10条 本法人の会員になろうとする者は、当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を代表理事あてに提出し、別に定める規則に基づき代表理事の承認を受けなければならない。

(会費)

第11条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる場合であっても返還しない。

(退会)

第12条 会員は、代表理事に対する30日以上前の事前通知をもって、本法人から退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡又は解散
- (2) 正会員全員の同意
- (3) 除名
- (4) 会費を1年以上滞納した場合

(除名)

第 13 条 代表理事は、次に掲げる場合には、理事会の承認を得て正会員の除名を会員総会に付議することができる。

(1) 本法人の定款又は各種規則に違反した場合

(2) 本法人の名誉を毀損し、又は本法人の目的に反する行為をした場合

- 2 正会員の除名のための会員総会の決議は、正会員の有する議決権総数の 4 分の 3 以上の賛成がなければならない。正会員を除名する場合は、当該会員に対し、除名の決議を行う会員総会の 7 日前までに通知するとともに、同会員総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 代表理事は、いつでも理事会の承認を得て、賛助会員を除名することができる。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 14 条 会員が第 13 条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返却しない。

第 3 章 役 員

(役員)

第 15 条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 2 0 人以内

(2) 監事 2 人以内

- 2 法人は、本法人の理事又は監事となることができない。
- 3 本法人の理事のうち過半数は、本法人に対し審査の申込みを行うサイトの運営業務に従事しておらず、かつ、学識経験を有する者でなければならない。
- 4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、会員総会において選任する。

- 2 理事会の決議によって、次の役付理事を選任する。

(1) 本法人を代表すべき理事として代表理事 1 人

(2) 必要に応じ、副代表理事 2 人以内

(3) 事務局長 1 人

(役員職務)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、理事会を通じて、本法人の業務執行に関する意思決定をし、理事による業務執行を監督する。

- 2 代表理事は、本法人を代表し、その業務を統括する。

- 3 事務局長は、代表理事を補佐し、事務局を統括し、本法人の業務を処理する。代表理事を欠くとき又は代表理事に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、本法人の会計及び理事による職務の執行を監査する。

(役員の任期)

- 第 18 条 理事の任期は、その選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、その選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、任期満了後においても、新たに後任者が選任されるまでは、第 1 項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(役員の報酬)

- 第 19 条 役員は、有償とすることができる。
- 2 全理事及び全監事に対する報酬額の総額は、それぞれ会員総会において定める。
 - 3 報酬を受ける理事及びその報酬額は、前項の総額の範囲内で理事会において定める。
 - 4 報酬を受ける監事及びその報酬額は、本条第 2 項の総額の範囲内で監事の協議においてこれを定める。

(役員の解任)

第 20 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員総会の決議により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められる場合
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為がある場合

第 4 章 会員総会

(会員総会の構成)

- 第 21 条 会員総会は、会員をもって構成する。
- 2 定時会員総会は、毎事業年度終了の日から 3 ヶ月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。
 - 3 総会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員は、代表理事に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(会員総会の招集)

- 第 22 条 会員総会は、理事会の決議に基づいて代表理事が招集する。
- 2 会員総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び目的を記載した書面により、開催日の

少なくとも 14 日前までに会員に通知しなければならない。

(会員総会の議長)

第 23 条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が議長を務めることができない場合は、理事会で定めた順により他の理事がこれに当たる。

(会員総会の権限)

第 24 条 会員総会は、法令及び本定款に定める事項のほか、代表理事が理事会の決議に基づき会員総会に付議した事項を決議する。

(会員総会の決議)

第 25 条 会員総会の定足数は、法令又は本定款に別に定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数とする。

2 法令又は定款で別に定める場合を除き、会員総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数で決する。

3 会員は、代理人により議決権を行使することができる。ただし、代理人となる者は、議決権を有する本法人の会員、その役員及び従業員に限るものとする。代理人により議決権を行使する会員は、定足数に関し、出席したものとみなす。

(会員総会の議事録)

第 26 条 会員総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

第 5 章 理事会

(理事会の構成)

第 27 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

3 理事会は、電話会議又は各参加者が他の参加者に意思を表明し、協議を行うことのできるその他の方法においても行うことができる。

(理事会の決議事項)

第 28 条 理事会は、この定款において他に定める事項のほか、次の事項を決議する。

(1) 会員総会において決議した事項の執行に関する事項

(2) 理事会として会員総会に付議する事項

(3) 基準策定委員会、審査・運用監視委員会の委員及び諮問会議の構成員の選任

2 理事会は、本定款において理事会が決すべきとされている事項及び法令において理事に委任することができない事項については、自ら決しなければならない。

(理事会の招集と決議)

第 29 条 理事会は、必要に応じ代表理事が招集する。ただし、議事が緊急を要する場合は、あらかじめ理事会において定めた方法により、他の理事もこれを招集できる。

2 理事会を招集する場合は、開催の日の 3 日前までに全理事及び監事に通知を発送しなければならない。ただし、全理事及び監事の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

3 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が議長を務めることができない場合は、理事会で定めた順により他の理事がこれに当たる。

4 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

5 決議の対象たる事項について特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第 30 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、当該提案について、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

第 6 章 基準策定委員会

(委員会の目的)

第 32 条 基準策定委員会は、第 4 条第 (1) 号に定める業務を行う。

(委員の構成)

第 33 条 基準策定委員会は、理事会が基準策定に関して利害関係を有しない有識者の中から選任する 10 人以内の委員で構成する。

(委員長及び委員長代行)

第 34 条 基準策定委員会に委員長 1 人及び委員長代行 1 人を置くことができる。

2 委員長は、委員の互選により決定する。委員長代行は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、基準策定委員会を代表し、基準策定委員会を統括する。

4 委員長は、基準策定委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長代行は、委員長を補佐し、委員長を欠くとき又は委員長に事故あるときは、その職務を

代行する。

(任期)

第 35 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第 36 条 基準策定委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 基準策定委員会の運営方法は、別に理事会で定める委員会運営規則による。

第 7 章 審査・運用監視委員会

(委員会の目的)

第 37 条 審査・運用監視委員会は、第 4 条第 (2) 号に定める事業を行う。

(委員の構成)

第 38 条 審査・運用監視委員会は、理事会が審査・運用監視に関して利害関係を有しない有識者の中から選任する 10 人以内の委員で構成する。

(委員長及び委員長代行)

第 39 条 審査・運用監視委員会に委員長 1 人及び委員長代行 1 人を置くことができる。

2 委員長は、委員の互選により決定する。委員長代行は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、審査・運用監視委員会を代表し、審査・運用監視委員会を統括する。

4 委員長は、審査・運用監視委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長代行は、委員長を補佐し、委員長を欠くとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第 40 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第 41 条 審査・運用監視委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 審査・運用監視委員会の運営方法は、別に理事会で定める委員会運営規則による。

第 8 章 諮問会議

(諮問会議の構成)

第 42 条 諮問会議は、理事会が選任した構成員をもって構成する。

(諮問会議の目的)

第 43 条 諮問会議は、第 4 条第 (1) 号ウの諮問に対して意見を提出するほか、本法人の活動について代表理事の諮問に応じて意見を提出する。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 44 条 本法人に、本法人の事務を処理するために事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長及び必要な職員を置き、理事会の承認を経て代表理事が任免する。
- 3 事務局職制は、理事会の承認を経て、事務局長が定める。
- 4 本法人は、必要な数の事務局員を雇用する。
- 5 事務局は、第 4 条に定める各委員会の運営に協力し、委員会の審議概要等記録作成の事務を行う。
- 6 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(帳簿及び書類)

第 45 条 事務局には、常に法令で定められている範囲で、次の帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事その他職員の名簿
- (4) 各種議事録
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

第 10 章 資産及び会計

(経費の支弁)

第 46 条 本法人の経費は、基金、入会金、会費、審査料その他の収入をもって支弁する。

- 2 資産及び収支の管理は、事務局が行う。

(予算及び決算)

第 47 条 本法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の決議を経なければならない。

- 2 会計年度開始前に予算が成立しないときは、成立するまで前年度予算額の範囲内で執行する。
- 3 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 本法人の決算に関する計算書類は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に、監事による監査を経て、理事会の承認を得なければならない。代表理事は、理事会の承認を得た計算書類を定時会員総

会に提出し、その承認を得なければならない。

(会計年度)

第48条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 本定款は、会員総会において、議決権を有する総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上の同意を得なければ変更できない。

(解散及び残余財産)

第50条 解散のときに存する残余財産の処理は、理事会の決議を経て、次条に定める清算人が行う。

(清算人)

第51条 本法人が解散するときは、理事会が清算人を指名する。

第12章 附 則

(雑則)

第52条 この定款に規定のない事項は、すべて中間法人法その他の法令によるものとする。

(最初の事業年度)

第53条 本法人の最初の事業年度は、本法人設立の日から平成21年3月31日までとする。

(施行期日)

この改正定款は、平成20年4月30日から施行する。

有限責任中間法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 会員規則

(目的)

第1条 この規則は、有限責任中間法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構の会員について定めるものとする。

(正会員)

第2条 正会員として入会を申し込んだ者は、本法人の目的に照らし、明らかに不相当と認められない限り、原則として入会が承認される。

2 正会員は、本法人定款に定めるほか、次の権利を有するものとする。

(1) 基準を検討するワーキング・グループ設置の理事会への提案、又は理事会の承認によるこれらのワーキング・グループへの参加

(2) 本法人の目的に沿った活動の理事会への提案、又は理事会の承認によるこれらの活動への参加

(3) 本法人の審査及び講習会等に対する会員優遇価格での申込み

3 正会員の入会金及び会費は、1口あたり、入会金6万円、年会費12万円とする。

(賛助会員)

第3条 賛助会員は、理事会が入会を承認する。

2 賛助会員の詳細は理事会において定める。

(規約の改廃)

第4条 この規則の改廃は、理事会の決議によるものとする。

制定 平成20年4月30日

有限責任中間法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 委員会運営規則

(目的)

第1条 この規則は基準策定委員会及び審査・運用監視委員会の業務運営に関して定める。

(基準の策定手続)

第2条 基準策定委員会は理事会又は審査・運用監視委員会の審査基準策定依頼を受けた場合に審査基準の策定を行う。

2 基準策定委員会は個別分野ごとの審査基準を検討するにあたり、ワーキング・グループを置くことができる。

3 ワーキング・グループのリーダーは、参加メンバーの互選により選任される。

4 審査基準を承認するにあたっては、基準策定委員会は諮問会議の意見を聴取しなければならない。

(決議)

第3条 委員会の決議は、過半数の委員が出席した委員会において過半数以上の賛成をもって決議するものとする。

2 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者及び表決の委任者は、委員会に出席したものとみなす。

(審査・運用監視委員会の独立性)

第4条 審査は、他の委員会・部門から独立した権限と責任を有する審査・運用監視委員会が行う。

(審査・運用監視細則の策定)

第5条 審査・運用監視細則は、審査・運用監視委員会の決議により決定するものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者及び表決の委任者は、委員会に出席したものとみなす。

(審査・運用監視の業務執行責任者)

第6条 審査・運用監視委員会の決議により、審査・運用監視に関する業務執行責任者として主任審査・運用監視員を選任する。

2 主任審査・運用監視員は、基準策定委員会が承認した審査基準及び、審査・運用監視委員会が決定した審査・運用監視細則に従い、厳正な審査を行うものとする。

3 主任審査・運用監視員を補佐するものとして、審査・運用監視員を審査・運用監視委員会の決議により選任することができる。

(審査状況の報告)

第7条 主任審査・運用監視員及び審査・運用監視員(以下「主任審査・運用監視員等」という)は審査の状況について審査・運用監視委員会に報告をしなければならない。

2 審査状況の報告のための審査・運用監視委員会は2ヶ月に1回以上開催しなければならない。

3 審査・運用監視委員会は主任審査・運用監視員等が、基準策定委員会において承認された審査基準及び審査・運用監視委員会が決定した審査・運用監視細則に従って適切な審査を行っているか監督するものとする。

(審査書類の保管)

第8条 主任審査・運用監視員等は、審査書類を案件別に整理し保管するものとする。

(審査の不服申立て)

第9条 主任審査・運用監視員の審査結果に対して、審査申請者は不服を申立てることができる。審査の不服申立てがあった場合には、審査・運用監視委員会で審議するものとする。

(委員会の議事録)

第10条 基準策定委員会及び審査・運用監視委員会での議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載又は記録し、議長がこれに記名押印する。

2 議事録は、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者氏名
- (3) 決議事項
- (4) 議事の経過要領および発言の要旨

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は理事会の決議によるものとする。

制定 平成20年4月30日